（別添）

産医補償第17号
平成20年12月12日

厚生労働省医政局長　　殿

財団法人　日本医療機能評価機構
理事長　　坪井　栄孝

産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて
（依頼）

当機構の事業運営については、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年１月１日より、当機構を運営組織として、産科医療補償制度が開始されるところです。

本制度におきましては、産科医療の質の向上を図り、安心して産科医療を受けられる環境整備を行うことを目的として、制度に加入している分娩機関（以下「加入分娩機関」といいます。）の医学的管理の下での分娩（死産を含み、22週以降のものに限ります。以下「制度対象分娩」といいます。）について、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性麻痺となった児について速やかに補償を行い、重度脳性麻痺の発症原因を分析し、再発防止に役立てることとしております。

本制度では、当機構が加入分娩機関より制度対象分娩について掛金を徴収することにより、制度対象分娩における分娩費の上昇が見込まれることから、貴省等において、健康保険法施行令等の関係法令等を改正し、制度対象分娩については出産育児一時金等が加算して支給される予定であると伺っております。

当機構としましては、出産育児一時金の支給を行う保険者等において、制度対象分娩であることを判別いただくための方法として、下記のとおりの対応を考えておりますので、関係各省及び保険者等に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

① 妊産婦が保険者等に対し請求を行う場合等の取扱いについて（通常の出産育児一時金等の申請の場合）

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書に、制度対象分娩であることを証明する所定の印（別添参照）を押印しますので、出産育児一時金等の申請の際、申請者より保険者等に対し当該領収書の写しを提出いただきます。

保険者等におかれては、領収書に所定の印が押印されているか確認することにより、制度対象分娩であることを判別いただけることになります。

② 加入分娩機関が保険者等に対し請求を行う場合等の取扱いについて（出産育児一時金の事前申請による受取代理等の場合）

加入分娩機関は、分娩取扱い後、保険者等に対して行う請求に当たり、制度対象分娩であることを証明する所定の印を押印した請求書を送付していただきます。

保険者等におかれては、請求書に所定の印が押印されているか確認することにより、制度対象分娩であることを判別いただけることになります。

※ なお、本制度における掛金は、分娩を自らの医学的管理の下に取り扱った加入分娩機関より徴収します。このため、例えば里帰り出産や転院のように、健診等を行っていた分娩機関と分娩を取り扱った分娩機関が異なる場合には、分娩を取り扱った分娩機関が掛金を当機構に支払うことになります。また、妊産婦の自宅での出産や救急車内での分娩についても、加入分娩機関が自らの医学的管理の下に分娩を取り扱った場合には、当該加入分娩機関は妊産婦に分娩費の請求を行い、掛金を当機構に支払うことになります。

また、本制度における掛金は、出産育児一時金等の取扱いと同様、１児ごとに発生することとなり、例えば双生児の場合には、加入分娩機関は２分娩分の掛金を当機構に支払うことになります。